減免措置は特例的なものに限定

社会教育施設及び体育施設使用料を見直します

平成23年1月1日から施行　　教育委員会社会教育課　☎74-3010

公の施設の使用料は、その施設を利用される方々から等しく負担していただくことで運用しなければならないものですが、例外的にその負担を政策的に軽減する必要がある場合には、その全部又は一部を免除することとしています。これにより、各種団体活動の支援・促進、あるいは施設利用率の向上について、一定の成果をあげることができました。

しかしながら、このことが施設のコストに対する収入比率が著しく低い原因になっているばかりでなく、受益者負担として費用の一部負担を求めるという「使用料」の意味を成さない状況を招いているのが現状です。

こうした負担の免除（減免の承認）は、これまでは明確な減免基準や公の施設としての統一した基準がなく、減免を適用する範囲は広がる傾向にあります。

このことから、「減額・免除制度」については、あくまでも「政策的で特例的な措置」であり、真にやむを得ないものに限定するという考えを再確認し、受益者負担の明確化、利用者間の公平性・公正性の観点から減額・免除を運用します。

各施設使用料の減免率

◆各施設に料金表を掲示します。

区　分	減免率	具体的な団体等
1　町、町教育委員会、町議会、町消防署が主催、共催する事業	100分の100	
2　町、町教育委員会、町議会、町消防署が後援する事業	100分の50	
3　町（各執行機関を含む）が設置する付属機関等が使用する事業	100分の100	審議会、懇談会、協議会、委員会
4　町立小、中、高等学校が教育目的のため使用する	100分の100	
5　町内の私立幼稚園が主催する事業	100分の100	
6　町立学校の高校生以下の児童生徒が団体で使用する場合	100分の100	スポーツクラブ、スポーツ少年団（町内の小学校、中学校及び町立高校のスポーツクラブ及びスポーツ少年団について、定期的活動で利用する場合、１校もしくは１団体の１週間の専用利用はあぶた母と子の館、体育施設を含めて６時間を上限）
7　町及び町教育委員会が指定する公共的団体が団体本来の活動目的で使用する場合	100分の100	自治会及び老人クラブ（地区内に集会施設等を有しないもので傘下団体も含む）、自治会連合会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会、母子寡婦の会、赤十字奉仕団、民生・児童委員協議会、身体障害者福祉協会、消防団、交通安全町民運動推進委員会、交通安全指導委員会、交通安全協会、防犯協会、町立学校ＰＴＡ、ＰＴＡ連合会、町立保育所父母の会、子育て支援グループ（保健師などの指導を伴うもの）、健康づくり及び介護予防の会など
8　町教育委員会が認める社会教育団体が使用する場合	100分の50	体育協会及び加盟団体、文化団体協議会及び加盟団体、婦人団体、青年団体、芸術文化保存団体、国際交流団体、教育振興会、スポーツ少年団
9　町が認める公共的団体が使用する場合	100分の50	とうや湖農業協同組合、いぶり噴火湾漁業協同組合、洞爺湖町商工会、洞爺湖温泉観光協会、洞爺まちづくり観光協会
10　町内の道立高等学校が教育目的のため使用する場合	100分の50	道立虻田高校
11　町内の道立高等学校の生徒が団体で使用する場合	100分の50	道立虻田高校クラブ活動
12　上記以外で、学術、文化、芸術、技術及びスポーツの振興、福祉の向上に寄与する町内の団体で、教育委員会が特に認めるもの	100分の50	教育委員会がその団体活動が適当であると認める団体

※①主催する事業とは、主催するものが責任と主体性を持ち行う事業をいいます②共催する事業とは、２以上の団体機関等が共に責任と主体性を分担して行う事業をいいます③後援する事業とは、責任と主体性を持ち行う事業に援助がある事業をいいます④減免によって算出した額が10円未満の端数が生じたときは、切り捨てた額とします。

◆各施設の具体的な使用料は、社会教育課へ問合せください。